



電気保安の法令

**電気事故が発生したら関係官庁への速やかな報告が必要です
(電気事業法 電気関係報告規則第3条)**

設置者に報告義務がある事故（抜粋）

感電死傷事故

感電または電気工作物の破損もしくは電気工作物の誤操作、もしくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故。

電気火災事故

半焼以上（おおむね20%以上）の場合に限る。

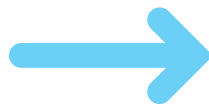
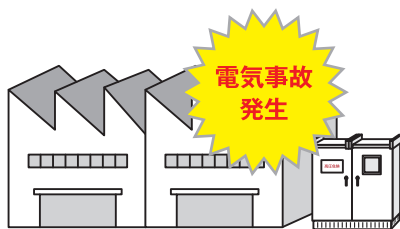
波及事故

高圧受電設備の故障により発生した事故（地絡事故、短絡事故）で、電力会社の配電線へ支障を与え、その配電線につながる全ての事業場が停電し、社会的に大きな影響をもたらす事故のこと。

太陽電池発電所

出力10kW以上の太陽電池モジュールや架台の構外への飛散など電気設備の破損が発生した場合。

電気事故報告の種類



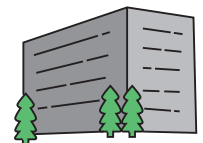
電気主任技術者に連絡



速報：24時間以内に報告
詳報：30日以内に報告書を提出



所轄の産業保安監督部に報告



これらの電気事故報告は法令で義務付けられています